

流動資産担保融資

平成31年4月1日現在

商品名	流動資産担保融資
ご利用の対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する売掛金または棚卸資産を保有する中小企業者で、信用保証協会の保証を得られる方。 棚卸資産を担保とする場合は、法人に限ります。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 事業資金と致します。
ご融資(保証)限度額	<ul style="list-style-type: none"> 保証限度額：2億5千万円以内。 保証割合：80%（割合保証）。 保証形態原則、根保証と致します。 保証期間：根保証／1年間、個別保証／1年以内。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 別途、保証料が必要です。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 根保証／当座貸越、個別保証／手形貸付と致します。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> 全て北海道信用保証協会の保証付とします。 法人の代表者以外、保証人は不要です。
担保	<ul style="list-style-type: none"> 申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴求させていただきます。 個別保証の場合は、売掛債権のみを譲渡担保として徴求させていただきます。
苦情処理措置紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ（9時～17時、電話：0164-22-1216）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）でも苦情等のお申し出を受け付けています。くわしくは、上記総務グループへご相談ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター、並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、並びに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。 また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ご不明の点につきましては、窓口へお気軽にお問合わせ下さい。